

ID: 22

担当部署: 教育委員会 参事 (学校開放業務担当)

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市立学校施設開放利用条例 第6条第1項本文		
例規番号	平成23年条例第19号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料等)</p> <p>第6条 使用料及び暖房料は、別表に定める額とする。ただし、使用料及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による使用料及び暖房料をあらかじめ市長に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日